



早めの「ご」使用を

「すこやか商品券」

「飛島村共通商品券」

「物価高騰対策商品券」

いずれの商品券も有効期限は2月28日(金)です。

期限を過ぎますと使用できなくなり、またお手元に商品券をお持ちの方は早めにご使用ください。

また、取扱店におかれましては、飛島村商工会への換金期限が3月14日(金)となっておりますので、期限内に忘れずに換金いただきますようお願いいたします。

●問合せ先

- ・すこやか商品券に関すること
- すこやかセンター内福祉課
- ・飛島村共通商品券に関すること
- 飛島村商工会
- ・物価高騰対策商品券に関すること
- 総務部総務課

お気軽に「ご」相談ください

「民生委員・児童委員紹介」

民生委員は、社会福祉に熱意のある村民の中から推薦され、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員です。

児童委員を兼ねており、生活困窮者の支援をはじめ、児童・母子・高齢者・心身障がい者の福祉など広く地域の福祉増進のために自主的な活動をします。

委員の方々と担当地区を紹介します。

担当地区	氏名(敬称略)
元起地区	森下 美由紀
竹之郷地区	浅井 忠明
松之郷地区	平野 宗治
渚地区	山田 早由美
梅之郷・三福地区	浅井 輝夫
服岡地区	伊藤 文枝
古政成地区	柳 紀代子
大宝・八島地区	服部 泰憲
新政成地区	藤井 清和
新政成地区	山田 香代美
主任児童委員	浅井 一富美

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課

消防団員募集

(女性団員も募集中です)

ご自身が育った村、ご自身が暮らす村、ご自身が働く村、そんなかけがえのない、大切な村を守りたい。その思いがあれば消防団に参加できます。

飛島村消防団は、村内7分団と本部分団で構成され、現在139人で活動しています。火災や風水害等の災害発生時には、消火活動などの災害対応を行っています。また、平時には各種訓練を行い、平常時・非常時を問わず地域に密着し、消防・防災のリーダーとして、住民の安心と安全を守っています。

18歳以上でご関心をお持ちの方は、性別に関係なく募集しています。ご自身の村を守るため、消防団活動に参加してみませんか。

●入団後の待遇

- ①報酬などの支給
年報酬や出勤報酬が支給されます。また、5年以上従事すると、退職報償金が支給されます。
- ②公務災害補償
消防団活動中に負傷した場合などには、補償を受けられます。

③被服の貸与

消防活動に必要な制服や活動服などが貸与されます。

④表彰制度

功労、功績がある方に表彰を行います。

●対象

- ①在住または在勤の18歳以上の方(性別は問いません)

●問合せ先

消防団の活動にご関心をお持ちの方、入団を希望する方は、消防団事務局(総務部総務課)または各分団の分団員へお問合せください。





令和7年4月より エコプラザを2拠点化します!!



令和7年4月より、「ふれあいの郷エコプラザ」に加えて飛島村ごみ投棄場の東側に「北部エコプラザ」を新たに開設します。

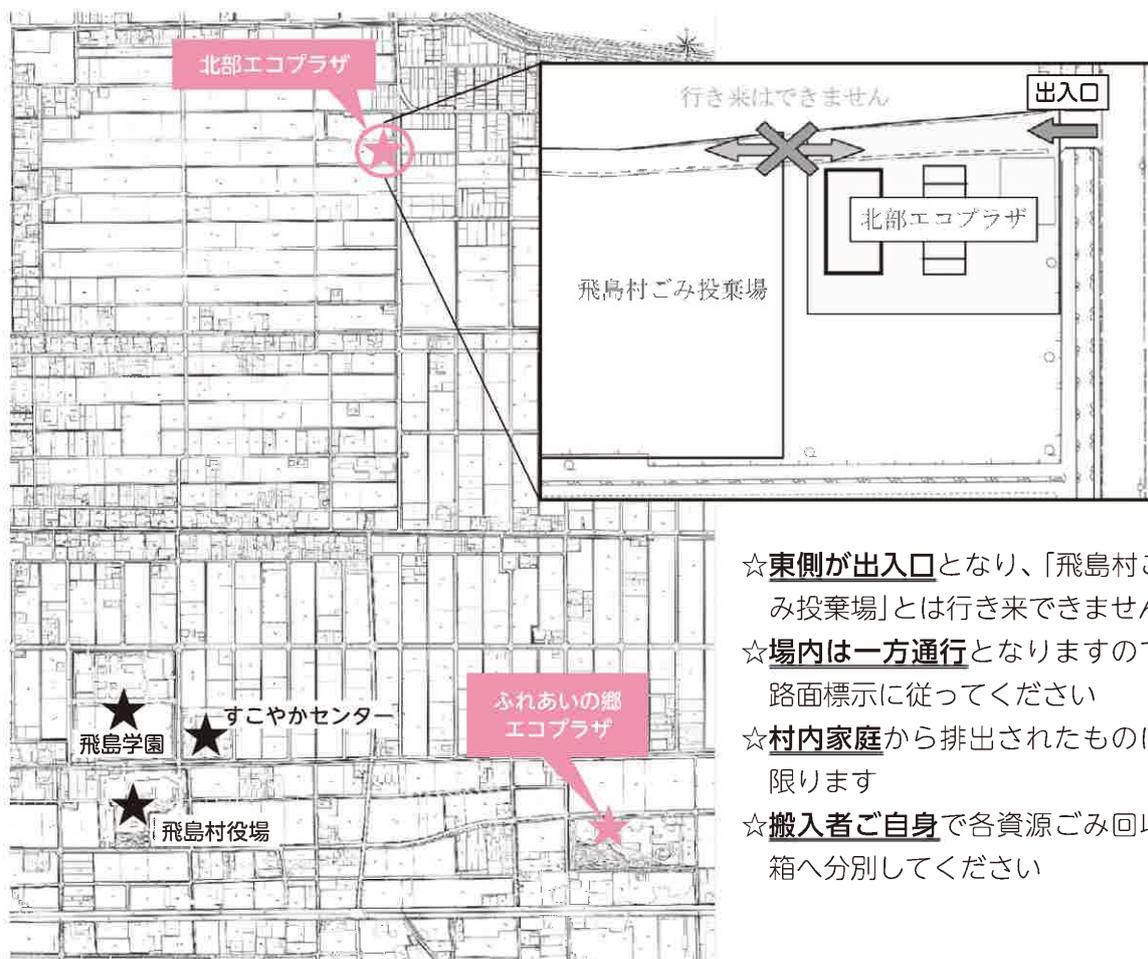
資源ごみは、分別することで再利用が可能なものに生まれ変わりますので、エコプラザをご利用していただき、資源ごみ回収にご協力をお願いします。

収集品目につきましては、「すこやかカレンダー」をご参照ください。

※資源ごみを指定袋で集積所へ排出された場合、収集拒否にする可能性があります。

☆営業時間等案内

日 時	毎週 火曜・木曜・土曜	午後1時～5時
	毎週 日曜	午前9時～正午・午後1時～5時
場 所	北部エコプラザ	飛島村大字服岡八丁目31番地の1(飛島村ごみ投棄場東側)
	ふれあいの郷エコプラザ	飛島村竹之郷五丁目44番地(ふれあいの郷西側)



- ☆**東側が出入口**となり、「飛島村ごみ投棄場」とは行き来できません
- ☆**場内は一方通行**となりますので路面標示に従ってください
- ☆**村内家庭**から排出されたものに限ります
- ☆**搬入者ご自身**で各資源ごみ回収箱へ分別してください

混ぜればごみ、分ければ資源

●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課



確定申告の受付開始時間が変わります(村役場会場)

2月17日(月)から始まる村役場会場での確定申告の受付開始時間は、次のとおりです。
昨年の受付開始時間と異なりますので、ご注意ください。

- 受付開始時間 午前8時**45分**

令和6年分 確定申告について(村役場会場)

- 申告期間 2月17日(月)～3月17日(月) ※土曜・日曜および祝日(振休)を除く
- 受付時間 午前8時**45分**～11時30分、午後1時～4時
- 会場 飛島村役場2階 第3会議室

確定申告の相談日程		
2月	17日(月)	元起・竹之郷
	18日(火)	
	19日(水)	地区指定なし
	20日(木)	
	21日(金)	松之郷・渚・梅之郷
	25日(火)	
	26日(水)	地区指定なし
	27日(木)	
	28日(金)	服岡・三福
	3月 3日(月)	
	4日(火)	地区指定なし
	5日(水)	
	6日(木)	大宝・八島
	7日(金)	
	10日(月)	地区指定なし
	11日(火)	
	12日(水)	古政・新政・木場
	13日(木)	
	14日(金)	地区指定なし
	17日(月)	

【ご注意】

- ・本村に住所のない方は、住所地の申告会場または税務署の会場にて申告してください。
- ・添付書類がそろわない方、収支内訳書等が未完成の方は、受付できません。農業等の事業所得がある方で、収支内訳書等の作成が難しい方は、税務署または税理士へのご相談などもご検討ください。
- ・会場の状況や申告の内容により、順番が前後する場合がありますので、ご了承ください。事前予約などは行っていません。
- ・次の方は、津島税務署の申告会場にて申告してください。

例：譲渡収入がある方
(株式や土地などを売却した方)
住宅ローン控除を初めて受ける方
上場株式等の配当がある方

- 村役場会場で確定申告をする際に使用する「確定申告書類チェック表」および医療費控除を受けるために作成する「医療費控除の明細書」の用紙は、来月の広報とびしま2月号に差し込みますので、ご利用ください。
- 確定申告の際に添付や提示が必要な書類は、1月中に送付されますので、受け取られましたら大切に保管し、確定申告にご利用ください。

例：「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」 日本年金機構
「保険税(料)の納付状況のお知らせ」 役場住民課、すこやかセンター内福祉課
「障害者控除対象者認定書」 すこやかセンター内福祉課

●問合せ先 総務部税務課

パブリックコメントの実施について

本村では、「飛島村地域公共交通計画(案)」の策定にあたり、広く皆さまのご意見を募集します。

●飛島村地域公共交通計画(案)

利便性が高く持続性のある地域公共交通サービスが提供された社会の構築を目指し、住民の皆さまにとって豊かな生活が営める環境を確保することを将来像とするものです。

●計画期間 令和7年4月1日から5年間

●意見を提出できる方 在住・在勤・在学の方、村内に事業所を有する方

●案の公表期間および意見募集期間 1月6日(月)～2月5日(水)

●案の公表場所 飛島村役場2階総務部企画課および村公式ホームページ

●意見の提出方法

①持参 飛島村役場 総務部企画課窓口

午前9時～午後5時(土曜・日曜および祝日は除く)

②郵送 〒490-1436 愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地

飛島村役場 総務部企画課

③FAX 0567-52-0089

④電子メール tb-kikaku@vill.tobishima.lg.jp

※電子メールの場合は、タイトルに「飛島村地域公共交通計画(案)」とご記入をお願いします。

※電話での受付はできません。

※郵送での提出にかかる郵送料等、提出にかかる費用について村は負担しません。

●記入必須事項

①ご意見

②住所または所在地

③氏名(法人その他の団体の場合は、名称および代表者氏名)

④連絡先(電話番号またはメールアドレス)

※様式については、企画課および村公式ホームページにある参考様式をご利用ください。

●意見の公表

いただいたご意見は、後日企画課および村公式ホームページにて公表します。なお、個別の回答は行いません。また、意見を求める内容と直接関係のない意見等については、意見として取扱いできませんので、ご了承ください。

●意見提出先および問合せ先 総務部企画課



新成人の皆さん

20歳になると 国民年金に加入します

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万一」にも国が責任を持ってサポートする公的年金制度です。

義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

加入の手続き

国民年金の加入について、手続きは不要です。

保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付がでない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納になっていると、

「万一」のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障がいが残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取れなくなることを防止するための制度です。

そのほかに、経済的な理由等により保険料の納付が困難な方のために「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

また、日本年金機構のホームページでは、国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や免除の手続きなどをわかりやすく説明した動画もご案内しています。

●問合せ先

民生部住民課



日本年金機構

障害者・ 特別障害者控除の 認定書について

65歳以上の要介護認定を受けている方で、一定以上の障がいがあると認められる場合は、申告者本人や扶養親族が障害者手帳等の交付を受けていない方でも、障害者控除の対象となる場合があります。

対象者の方には、**1月中旬以降**に障害者控除対象者認定書を送付します。確定申告（または準確定申告）の際に、ご利用ください。

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課



保険税(料)納付状況の お知らせを送付します

確定申告などの際、前年の1月から12月末に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、社会保険料控除の対象です。次の方には、1月中旬に保険税(料)の納付状況のお知らせを送付します。

●国民健康保険税

保険税を納付した世帯主の方に「国民健康保険税納付済額確認書」を送付します。

●後期高齢者医療保険料

普通徴収(口座振替・納付書払い)で保険料を納付した方に「後期高齢者医療保険料納付額確認書」

●介護保険料

「介護保険料納付額確認書」を送付します。特別徴収(年金からの引き落とし)の方は、1月中旬に日本年金機構などの年金保険者が送付する「公的年金等の源泉徴収票」に保険料が記載されています。

●問合せ先

【国民健康保険】

【後期高齢者医療】

民生部住民課

【介護保険】

すこやかセンター内福祉課